

計画書(介護職員等処遇改善加算)
基本情報入力シート

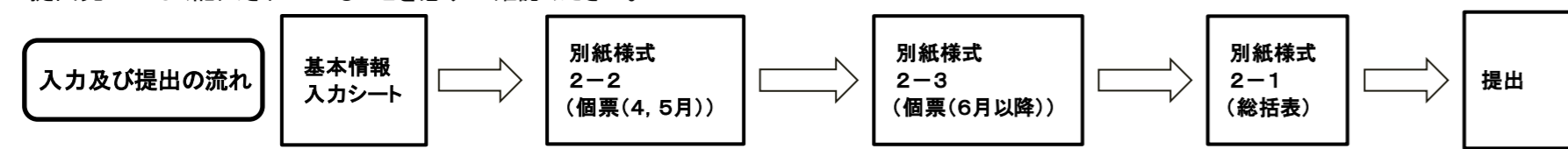
別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)のセルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】本計画書は、介護職員等処遇改善加算の申請様式です。

●自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。

●「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-2及び2-3までの「提出先」欄も、自動で更新されます。
提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出先に関する情報

加算の届出に係る提出先(指定権者)を入力してください。

提出先

2 基本情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジンシラクフクシカイ		
	名称	社会福祉法人慈楽福祉会		
法人住所	〒	739	-	0321
	住所1(番地・住居番号まで)	広島市安芸区中野三丁目9番5号		
	住所2(建物名等)			
法人代表者	職名	理事長		
	氏名	後藤俊明		
	法人番号	5240005001626		
事務作成担当者	フリガナ	モリハラタクマ		
	氏名	森原拓彦		
	電話番号	082-893-6606		
連絡先	E-mail	morihara.jiraku@gmail.com		

3 加算の対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数[単位]」は、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、前年1月から12月までの12か月間の介護報酬総単位数(処遇改善加算等の各種加算減算を含む。)を12で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。
また、「一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]」は、前年1月から12月までの処遇改善加算の単位数の合計を12で除するなどの方法によって推計し、事業所ごとに記載してください。
なお、令和8年度に事業拡大等に伴う単位数の増減が見込まれる場合には、加算についての適切な計画を策定するため、それらの増減の見込を反映させる等の調整を行っても差し支えありません。

介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。				○
(記入済みのサービスの事業所数)				
介護予防サービスの事業所数	9	件		✓
短期利用型サービスの事業所数	0	件		✓
総合事業サービスの事業所数	5	件		✓
その他サービスの事業所数	15	件		✓

番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	一月あたり介護報酬単位数[単位]	一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]
			都道府県	市区町村							
1	3470105523	広島市	広島県	広島市	養護老人ホーム瀬野川ホーム	特定施設入居者生活介護	33	33,749	2,631	31,118	10.45
2	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護老人福祉施設	51	2,235,950	198,455	2,037,495	10.45
3	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	短期入所生活介護	21	13,280	1,470	11,810	10.55
4	3470107172	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	介護老人福祉施設	51	1,009,600	124,362	885,238	10.45
5	3470107172	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	短期入所生活介護	21	19,589	2,415	17,174	10.55
6	3470101266	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンター安芸中野	通所介護	15	971,706	82,601	889,105	10.45
7	3470101266	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンター安芸中野	通所型サービス(独自)(19人未満)	A6	19,351	789	18,562	10.45
8	3470101142	広島市	広島県	広島市	あきなかの訪問介護事業所	訪問介護	11	257,378	51,504	205,874	10.70
9	3470101142	広島市	広島県	広島市	あきなかの訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	A2	34,272	6,839	27,433	10.70
10	3470102819	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所介護	15	65,284	5,528	59,756	10.45
11	3470102819	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所型サービス(独自)(19人以上)	A6	287,454	24,177	263,277	10.45
12	3470102819	海田町	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所型サービス(独自)(19人以上)	A6	23,004	1,925	21,079	10.45
13	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	介護老人保健施設	52	3,268,973	235,807	3,033,166	10.45
14	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	短期入所療養介護(老健)	22	319,580	23,398	296,182	10.45
15	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	通所リハビリテーション	16	459,605	37,919	421,686	10.55
16	3493200053	海田町	広島県	海田町	小規模多機能型居宅介護海田じらく房	小規模多機能型居宅介護	73	458,988	59,519	399,469	10.17
17	3490101197	広島市	広島県	広島市	認知症介護グループホーム瀬野じらく房	認知症対応型共同生活介護	32	494,573	79,235	415,338	10.45
18	3470105523	広島市	広島県	広島市	養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護予防特定施設入居者生活介護	35	0	0	0	10.45
19	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護予防短期入所生活介護	24	823	101	722	10.55
20	3470107172	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	介護予防短期入所生活介護	24	0	0	0	10.55
21	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	介護予防短期入所療養介護(老健)	25	654	48	606	10.45
22	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	介護予防通所リハビリテーション	66	69,019	5,524	63,495	10.55
23	3493200053	海田町	広島県	海田町	小規模多機能型居宅介護海田じらく房	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	31,981	4,080	27,901	10.17
24	3490101197	広島市	広島県	広島市	認知症介護グループホーム瀬野じらく房	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	0	0	0	10.45
25	3400100172	広島市	広島県	広島市	瀬野川船越地域包括支援センター	介護予防支援	46	0	0	0	10.70
26	3470100581	広島市	広島県	広島市	瀬野川居宅介護支援事業所	居宅介護支援	43	0	0	0	10.70
27	3470213582	広島市	広島県	広島市	居宅介護支援事業所ピア観音	居宅介護支援	43	0	0	0	10.70
28	3400100172	広島市	広島県	広島市	瀬野川船越地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメント	AF	0	0	0	10.70

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先	広島市
-----	-----

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和8年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンジラクフクシカイ		
法人名	社会福祉法人慈楽福祉会		
法人所在地	〒	739-0321	
	広島市安芸区中野三丁目9番5号		
フリガナ	モリハラタクマ		
書類作成担当者	森原拓磨		
連絡先	電話番号	082-893-6606	E-mail moriharajiraku@gmail.com

2 賃金改善計画・加算額以上の賃金改善について(全体)

令和8年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和8年度の加算の見込額	(a)	155,696,554	円
令和8年度の賃金改善の見込額 (①の額以上となること。介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業から賃金に充てた額を除く。)	(b)	176,018,845	円

【記入上の注意】

- ・(b)には、令和8年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
- ・その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)

別紙様式2-2、2-3「①月額賃金改善要件」の欄から転記			
① 令和8年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		50,048,354	円
② 令和8年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)		155,308,840	円

【記入上の注意】

- ・令和8年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)

別紙様式2-2、2-3「②キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			
令和8年度特例要件を満たすこと、当該要件を満たすこととしている事業所等については、令和9年3月末までに任用要件・賃金体系の整備、研修の実施等を行うことを誓約します。			

(3) キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

別紙様式2-2、2-3「④キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)			
令和8年度特例要件を満たすこと、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに昇給の仕組みの整備を行うことを誓約します。			

(4) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

別紙様式2-2、2-3「⑤キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記			
×			

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる旨」を設定できない場合その理由			
<input type="checkbox"/>	小規模事業所等職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。		
<input type="checkbox"/>	職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。		
<input type="checkbox"/>	年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。		
<input checked="" type="checkbox"/>	その他 (QA(第1版)5-2に該当)		

(5) キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)

別紙様式2-2、2-3「⑥キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記			
○			

(6) 職場環境等要件

令和8年度特例要件を満たす。	○
令和8年度特例要件を満たすこと、当該要件を満たすこととしている場合、令和9年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約します。	✓
令和8年度特例要件を満たさない場合、各加算区分の算定に必要な令和8年度中の職場環境等要件を満たす。	

【4、5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

該当

- ⇒「届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「孤立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに以上の取組を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち①又は②は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ、6月以降は新規に対象となるサービスも対象】

該当

- ⇒「届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和8年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
- ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「孤立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
- ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、③の取組を実施している場合は、③の2を選択すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	✓ ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	✓ ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓ ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓ ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓ ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、暗唸吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	✓ ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓ ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
孤立支援・多様な働き方の推進	✓ ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
	✓ ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓ ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
	✓ ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓ ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
生産性向上のための取組	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	✓ ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓ ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓ ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓ ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
✓ ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	
やりがい・働きがいの醸成	⑳各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
	㉔の2 1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者であり、㉔の取組を実施している。
	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・働きがいの醸成	✓ ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	✓ ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓ ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【4、5月は、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ、6月以降は処遇改善加算Ⅰイ、Ⅰロ、Ⅱイ、Ⅱロが対象】

- 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和8年度中の見込みでも差し支えない。

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」「事業所の特色」欄での選択	○
		職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

(7)令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賞上げ支援

- 訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みです。
- 施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。
- (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書の提出までに利用する見込みであることにより要件を満たすことができます。)
- 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。

別紙様式2-2、2-3(7)令和8年度特例要件)の欄から転記

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 令和7年度と比較して令和8年度に増加した加算額について、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たな賃金改善を行います。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
✓ 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	○
✓ キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。 また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和8年度中(令和9年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等	○
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	○
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	○
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	○
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	○

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 8 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人慈楽福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 後藤俊明

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		○
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4 要件を満たすことの確認・証明		○
必要な項目が全て選択されていること		○
誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2(個票(4、5月))

【記入上の注意】
「オレンジ色」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

国庫金 国庫金

法人名	社会福祉法人 都立福祉会
施設管理施設(専ら)の名称(内) 市町村等による施設	21,382,924 円
施設管理施設(専ら)の名称(内) 市町村等による施設	6,810,464 円

⑤キャリアパス要件について(令和8年度の算定率等について)

超過定率加算1・2の算定率(算定率) 超過定率加算1・2の算定率(算定率) 超過定率加算1・2の算定率(算定率)	10 30 0
--	---------------

介護保険 事業番号	指定種別 名	事業所の所在地		事業所 名	サービス 名	一月あたり 介護報酬 算定率 (a)	1単位 あたり 算定率 (b)	令和8年4~5月に 算定する超過 定率加算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※適用は令和8年4月~5月	超過定率加算 の 見込額 (e) (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②キャリアパス 要件I・II		③キャリアパス 要件III		④キャリアパス 要件IV		⑤キャリアパス 要件V		記入上の注意		
		超過定率加算1 見込額 (f) (a×b×c×d)	超過定率加算2 見込額 (g) (a×b×c×d)									月額賃金要件 Iを満了す	任用要件・賃金 率の算定率、研修 の実施等	昇給の仕組みの 整備等	改善後の賃金 要件(令和8年) はもとより、令和 年度は算定率を 記載	改善後の 賃金要件を 満たす職員は 0人で、令和 年度は算定率を 記載する は満たす、算定 する	介護福祉士等の配置 率の状況(分母 加算の算定率)	生産性向上や労働 条件の改善(分母 加算の算定率)						
347010033	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	31.118	10.40	超過定率加算1	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	83,244	28,612	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010167	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	2,037,495	10.40	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	5,961,704	1,816,268	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化加算1	
347010176	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	11,810	10.50	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	34,878	11,214	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1
347010172	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	885,238	10.40	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	2,590,188	832,561	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日常生活継続支援加算1又はII	
347010173	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	17,174	10.50	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	50,724	16,310	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1
347010188	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	888,100	10.40	超過定率加算1	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,709,576	594,638	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1
347010186	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	18,562	10.40	超過定率加算1	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	35,696	12,414	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1
347010140	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	205,674	10.70	超過定率加算1	24.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,079,384	319,416	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	特定事業所加算II
347010142	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	27,433	10.70	超過定率加算1	24.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	143,828	42,664	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定事業所加算1又はIIに準じて市町村独自の加算	
347010219	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	59,796	10.40	超過定率加算1	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	114,908	39,960	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化加算1	
347010218	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	263,277	10.40	超過定率加算1	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	506,218	176,082	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1

介護保険 事業番号	指定種別 名	事業所の所在地		事業所 名	サービス 名	一月あたり 介護報酬 算定率 (a)	1単位 あたり 算定率 (b)	令和8年4~5月に 算定する超過 定率加算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d) ※適用は令和8年4月~5月	超過定率加算 の 見込額 (e) (a×b×c×d)	①月額賃金要件		②キャリアパス 要件I・II		③キャリアパス 要件III		④キャリアパス 要件IV		⑤キャリアパス 要件V		記入上の注意				
		超過定率加算1 見込額 (f) (a×b×c×d)	超過定率加算2 見込額 (g) (a×b×c×d)									月額賃金要件 Iを満了す	任用要件・賃金 率の算定率、研修 の実施等	昇給の仕組みの 整備等	改善後の賃金 要件(令和8年) はもとより、令和 年度は算定率を 記載	改善後の 賃金要件を 満たす職員は 0人で、令和 年度は算定率を 記載する は満たす、算定 する	介護福祉士等の配置 率の状況(分母 加算の算定率)	生産性向上や労働 条件の改善(分母 加算の算定率)								
347010219	海難	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	21,079	10.40	超過定率加算1	9.2%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	40,324	14,097	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1		
347010212	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	3,033,166	10.40	超過定率加算1	7.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	4,754,478	1,394,646	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化加算1			
347010212	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	296,182	10.40	超過定率加算1	7.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	464,272	136,184	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1		
347010212	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	421,686	10.50	超過定率加算1	8.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	765,190	235,781	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービス提供体制強化加算1			
347010203	海難	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	399,469	10.17	超過定率加算1	14.9%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,210,656	430,638	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010197	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	415,338	10.40	超過定率加算1	18.6%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	1,614,589	542,532	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010023	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	10,400	10.40	超過定率加算1	12.8%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	13,312	4,422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010176	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	722	10.50	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	2,130	685	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010172	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	10,500	10.50	超過定率加算1	14.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	12,075	3,922	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010212	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	606	10.40	超過定率加算1	7.5%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	840	282	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010212	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	63,489	10.30	超過定率加算1	8.0%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	115,226	35,500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010203	海難	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	27,901	10.17	超過定率加算1	14.9%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	84,552	30,082	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1	
347010197	応急	応急	東京都	東京都立総合医療センター 救急診療科	特別介護人形看護 士	10,400	10.40	超過定率加算1	18.6%	令和8年4月~令和8年5月(2ヶ月)	13,312	4,422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等により適用除外)	サービス提供体制強化加算1

介護保険 事業番号	指定事業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり10分 稼働稼働率 (%)	1単位 あたり稼働 (分)	令和8年4-6月に 算定する超過改善 加算の区分	加 算 率 (%)	算定対象月 (日)	※適用は令和8年4月-6月	超過改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)	超過改善加 算見込額の 見込額[円] (a×b×c×d) 1/2	月額賃金要件 1を満たす	②キャリアパス 要件1+2	③キャリアパス 要件3	④キャリアパス要件 4	⑤キャリアパス要件 5	⑥令和8年度 特別要件	記入上の注意	
		都道府県	市区町村																		
240000012	広島県	広島県	広島市	広島県立総合福祉センター	介護支援支援			10.70		令和 年 月-令和 年 月 (月)											
240000081	広島県	広島県	広島市	広島県立総合福祉センター	社会福祉支援			10.70		令和 年 月-令和 年 月 (月)											
240001002	広島県	広島県	広島市	広島県立総合福祉センター	社会福祉支援			10.70		令和 年 月-令和 年 月 (月)											
240000012	広島県	広島県	広島市	広島県立総合福祉センター	介護支援支援			10.70		令和 年 月-令和 年 月 (月)											

別紙様式2-3(個票(6月以降))

法人名 社会福祉法人 社会福祉会

【記入上の注意】
「**赤レンガ**」のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

職員数 10
高齢者 29

合計	全サービス	1月あたり10分 稼働稼働率 (%)	1単位 あたり稼働 (分)	令和8年4-6月に 算定する超過改善 加算の区分	加 算 率 (%)
134,233,630	134,233,630			0円	
43,237,890	43,237,890				

⑤キャリアパス要件について(令和8年度の算定予定)について
超過改善加算1+2の算定を要した事業所数
(定期入職+平均(総合事業)での要算数)
超過改善加算1+2の算定を要した事業所数
超過改善加算1+2の算定を要した職員は10人であるため、令和8年度特別要件を満たす事業所数

介護保険 事業番号	指定事業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり10分 稼働稼働率 (%)	1単位 あたり稼働 (分)	令和8年4-6月に 算定する超過改善 加算の区分	加 算 率 (%)	算定対象月 (日)	※適用は令和8年6月から令和9年3月	超過改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)	超過改善加 算見込額の 見込額[円] (a×b×c×d) 1/2	月額賃金要件 1を満たす	②キャリアパス 要件1+2	③キャリアパス 要件3	④キャリアパス要件 4	⑤キャリアパス要件 5	⑥令和8年度 特別要件	記入上の注意			
		都道府県	市区町村																				
340000023	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	31.118	10.45	超過改善加算1口	15.9%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		517,060	175,610	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外		
340000040	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	2,037,495	10.45	超過改善加算1口	17.6%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		37,472,950	12,026,980	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外	
340000040	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	11,810	10.55	超過改善加算1口	17.6%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		219,320	70,420	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外	
340000012	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	885,238	10.45	超過改善加算1口	17.6%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		16,281,300	5,226,670	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外	
340000012	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	17,174	10.55	超過改善加算1口	17.6%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		318,920	102,385	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外	
340000286	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	889,105	10.45	超過改善加算1口	12.0%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		11,148,410	3,855,840	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外
340000286	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	18,562	10.45	超過改善加算1口	12.7%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		246,300	86,315	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外
340000142	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	205,874	10.70	超過改善加算1口	28.7%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		6,322,200	1,872,445	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外
340000142	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	27,423	10.70	超過改善加算1口	28.7%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		842,410	249,520	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外
340000289	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	59,756	10.45	超過改善加算1口	12.0%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		749,360	259,160	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外
340000289	広島県	広島県	広島市	社会福祉法人 社会福祉会	特別支援サービス	26,227	10.45	超過改善加算1口	12.0%	令和 8 年 6 月-令和 9 年 3 月 (10 ヶ月)		3,301,460	1,141,765	○	○	○	○	○	○	○	○	○	その他(小規模等)により適用除外

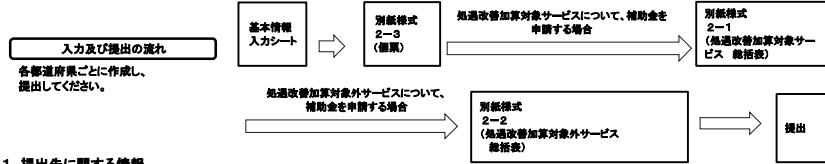
計画書(介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業) 基本情報入力シート

別紙様式2

●はじめに本シート(基本情報入力シート)のセルに入力することで、申請対象となる事業所等に関する基本的な情報が、各シートに自動的に転記されます。

【重要】
 ①本計画書は、介護保険事業費補助金(介護分野の職員の質上げ・職場環境改善支援事業(以下「補助金」という。))の国の申請様式です。
 ②補助金の実施主体である各都道府県において、別途申請様式が示されている場合もありますので、申請書類の作成に当たっては、必ず都道府県のホームページをご確認ください。

●自動転記の仕組みを活用するため、下記の作業フローに基づき、シートを完成させてください。
 ●「提出先の自治体名」を記入すると、別紙2-2から2-4までの「提出先」欄も、自動で更新されます。
 提出先が正しく記入されていることを必ずご確認ください。



1 提出先に関する情報

補助金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)を選択してください。

提出先 **広島県**

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	シャカイフクシホウジンジラクフクシカイ
	名称	社会福祉法人慈楽福祉会
法人住所	〒	739-0321
	住所1(番地・住所番号まで)	広島市安芸区中野三丁目9番5号
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	後藤俊明
	法人番号	5240005001626
書類作成担当者	フリガナ	モリハラタクマ
	氏名	森原拓磨
	電話番号	082-893-6606
連絡先	E-mail	morihara.jiraku@gmail.com

3 計画書の記載内容や補助金の支払に係る情報

本補助金計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
 (以下のどちらか1つの支給希望時期にチェック(✓)すること。
 令和8年3月末までの支給を希望する場合、事業実施時期に関する項目もチェック(✓)すること。)

本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します。
 (以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)

【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】
 補助金の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】
 債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 8 年 4 月 30 日

法人名 社会福祉法人慈楽福祉会
 代表者 理事長 後藤俊明

【記入上の注意】
 ・各証明資料は、都道府県からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ・本計画書への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

4 補助金の対象事業所に関する情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

介護予防や短期利用型サービス含め、記入漏れがないことを確認しました。			
(記入済みのサービスの事業所数)			
介護予防サービスの事業所数	8	件	✓
短期利用型サービスの事業所数	0	件	✓
総合事業サービスの事業所数	4	件	✓
その他サービスの事業所数	15	件	✓

番号	介護保険事業所番号	指定種別名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	令和7年12月の介護報酬単位数(支払済)[円]	1単位あたりの単価[円]
			都道府県	市区町村					
1	3470105923	広島市	広島県	広島市	養護老人ホーム瀬野川ホーム	特定施設入居者生活介護	33	33,749	10,45
2	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護老人福祉施設	51	2,235,950	10,45
3	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	短期入所生活介護	21	13,280	10,55
4	3470107172	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	介護老人福祉施設	51	1,009,600	10,45
5	3470107172	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	短期入所生活介護	21	19,589	10,55
6	3470101268	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンター安芸中野	通所介護	15	971,706	10,45
7	3470101268	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンター安芸中野	通所型サービス(独自)	A6	19,351	10,45
8	3470101142	広島市	広島県	広島市	あきなかの訪問介護事業所	訪問介護	11	257,378	10,70
9	3470101142	広島市	広島県	広島市	あきなかの訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	A2	34,272	10,70
10	3470102819	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所介護	15	65,284	10,45
11	3470102819	広島市	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所型サービス(独自)	A6	287,454	10,45
12	3470102819	海田町	広島県	広島市	デイサービスセンターれんげ	通所型サービス(独自)	A6	23,004	10,45
13	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ヒア観音	介護老人保健施設	52	3,268,973	10,45
14	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ヒア観音	短期入所療養介護(老健)	22	319,580	10,45
15	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ヒア観音	通所リハビリテーション	16	459,605	10,55
16	3483200053	海田町	広島県	海田町	小規模多機能型居宅介護海田じらく房	小規模多機能型居宅介護	73	458,988	10,17
17	3489010197	広島市	広島県	広島市	グループホーム瀬野じらく房	認知症対応型共同生活介護	32	494,573	10,45
18	3470105923	広島市	広島県	広島市	養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護予防特定施設入居者生活介護	35	0	10,45
19	3470101670	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	介護予防短期入所生活介護	24	823	10,55

20	347010112	広島市	広島県	広島市	特別養護老人ホームあきなかの	介護予防短期入所生活介護	24	0	10,55
21	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	介護予防短期入所療養介護(老健)	29	654	10,45
22	3450280122	広島市	広島県	広島市	介護老人保健施設ピア観音	介護予防通所リハビリテーション	68	69,019	10,55
23	3483200053	海田町	広島県	海田町	小規模多機能型居宅介護海田じらく房	介護予防小規模多機能型居宅介護	75	31,981	10,17
24	3480101197	広島市	広島県	広島市	グループホーム瀬野しらく房	介護予防認知症対応型共同生活介護	37	0	10,45
25	3400100172	広島市	広島県	広島市	広島市瀬野川船越地域包括支援センター	介護予防支援	48	125,908	10,70
26	3470100581	広島市	広島県	広島市	瀬野川居宅介護支援事業所	居宅介護支援	43	279,743	10,70
27	3470213582	広島市	広島県	広島市	居宅介護支援事業所ピア観音	居宅介護支援	43	36,891	10,70

別紙様式2-1(処遇改善加算対象サービス 総括表)

提出先	広島県
-----	-----

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンラクフクシカイ		
法人名	社会福祉法人慈楽福祉会		
法人所在地	〒 739-0321	広島市安芸区中野三丁目9番5号	
フリガナ	モリハラタケマ		
書類作成担当者	森原拓磨		
連絡先	電話番号	082-893-6606	E-mail morihara.jiraku@gmail.com

2 補助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。	○
別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計「○」は記載漏れがない場合、「×」は記載漏れがある場合を指します。	

② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せの賃上げ支援

○訪問・通所系サービス等について、ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出までに加入する見込みです。 ○施設・居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等について、生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は実績報告書の提出までに算定する見込みです。 (小規模多機能型居宅介護等のサービスにおいては、ケアプランデータ連携システムに加入する又は実績報告書の提出までに加入する見込みであることにより要件を満たすことができます。) ○介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属しています。	△
別紙様式2-3「②の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計「○」は記載漏れがなく、全ての事業所において要件を満たす場合、 「△」は記載漏れがないが、要件を満たさない事業所がある場合、 「×」は記載漏れがある場合を指します。	

③ 介護職員の職場環境改善の支援(賃金改善に充てることも可能。)

生産性向上や協働化に係る取組を行っている(②を満たしている)又は令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を活用しています。	○
職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。 (1つ以上の項目にチェック(✓))	
(ア)業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組	
(イ)介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化	
(ウ)業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)	

別紙様式2-3「③の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象サービス分について集計

○

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓)) 職場環境改善経費への充当又は賃金改善を行う方法
✓ (一)賃金改善の実施
(二) 職場環境改善経費への充当
(二)を選択した場合、その使途をプルダウンから選択してください。

- *実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を充てたかを報告いただきます。
- *職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- *職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- *介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご利用ください。
- *職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めている場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 誓約したことで対応したこととみなした要件について、実績報告書の提出までに対応します。	—
✓ 補助金として給付される額は、①～③の使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、補助金の提出先を確認しました。	—

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途		○
①について、処遇改善加算を算定している又は実績報告書の提出まで算定する見込み		○
②について、各サービスに係る要件を満たす		△
③について、各サービスに係る要件を満たす		○
③について、補助金の使途が示されている		○
3 要件を満たすことの確認等		○
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない		○
別紙様式2-3(簡票)		○
振込先として1つの事業所を選択している。		○
債権譲渡に関して未記入の項目がない		○

振込に関する情報

(別紙様式2-3から集計・転記)

都道府県	A 見込額(円)	①	②	③	B 振込先の事業所名	C Bの事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要があります。
広島県	20,544,346	13,193,929	3,767,251	3,583,148	特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	いいえ

別紙様式2-2(処遇改善加算対象外サービス 総括表)

提出先 広島県

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンラクフクシカイ		
法人名	社会福祉法人慈楽福祉会		
法人所在地	〒	739-0321	
	広島市安芸区中野三丁目9番5号		
フリガナ	モリハラタクマ		
書類作成担当者	森原拓居		
連絡先	電話番号	082-893-6006	E-mail morihara.jiraku@gmail.com

2 補助金の支給要件及び使途

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援

ケアプランデータ連携システムに加入している又は実績報告書の提出まで加入する見込みです。社会福祉連携推進法人に所属しています。処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算Ⅳに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)です。

別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄の記載のうち、処遇改善加算対象外サービス分について集計「○」は記載されない場合、「×」は記載されうる場合を指します。

別紙様式2-3「①の要件を満たす」の欄において、処遇改善加算の対象外サービスについて、処遇改善加算Ⅳに準ずる要件を満たす(又は満たす見込み)と回答した場合(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

区分	内容	
(ア)・(イ) (任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)		
(ウ) 職場環境等要件	<ul style="list-style-type: none"> ・雇出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は実績報告書の提出までに要件整備を行う誓約をすること (「誓約」を選択。) ・入職促進に向けた取組、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施すれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする。(②及び②の2を選択。) 	×
入取促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)	
	④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
両立支援・多様な働き方の推進	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の確保	
	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	⑩職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
腰痛を含む心身の健康管理	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている	
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の個人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	
	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	⑮職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	

